

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年10月3日農林水産省告示第1507号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
松野村農業会	富士市北松野字泉水 3570 の4、3570 の7	富士市役所
佐野郁男	富士市南松野字大代 4317 の4	富士市役所
深澤祇章	富士市北松野字下峯山 3344、3346	富士市役所
天野謙一郎	富士市北松野字峯山 2421 の1、字下峯山 3333、字台山 4097 の5	富士市役所
天野清一郎	富士市北松野字上野 4449 の5（以上の1筆については一部保安林）	富士市役所
白井次平	富士市北松野字中峯山 3129	富士市役所
望月寿賢	富士市南松野字桑木穴 4617	富士市役所